貞丈雜記

四之上

7
210.09
I521t
W

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t

ガラス使用

210.09 I521t

貞丈雜記卷之四

役名之部目録

一三職之事
一四職之事
一御供衆
一御所奉行
一評定衆
一奉公方
一申次
一管領之事
一御相伴衆
一政所
一所司代
一奉行衆
一走衆
一五ヶ番

須田文庫 2541

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

一番方
一採題
一國人之車
一小侍所別當
一中間
一中間苗氏不名乘
一雜色
一兼仕
一同朋 二ケ条
一恪勤
一武家十一位之事
一調度掛 四ケ条
一蔭涼軒
一太刀もちの役 二ケ条
一弓袋指 二ケ条
一公人朝夕人
一隨身
一駕輿丁
一倉法師
一仕丁

一節朔衆
一在國衆
一侍所別當
一房
一小者
一古之中間小者
かせもの
一御所侍
一御末男
一被管
一御部屋衆
一使節
一布衣之役
一侍法師
一草履取
一沓上げ
一如木退紅
一押領使
一代官
一舍人之事

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一前駈
一放免 三ケ条
一力者
一公方之御小者
一馬廻侍
一馬部吉祥
一鞭差
一隨兵
一國司守護領家地頭
一念人
一兄部（カウベ）
一御小袖御番衆
一三國司
一廳御坊
一家司役
一油持
一公方人公方者
一ゟ内右筆
一御出奉行
一近習之車
雜記四

一雜掌
一御あう頭
一足輕
一房の比ゝ髪
一乘晉
一旗差
一御鎧着
一孔子之役 二ケ条
一従者
一右筆
一仕丁
一奈良之御供衆
一國分奉行
一半守護
一引付方奉行
一出車衆
一御はゝ〳〵ひ方右筆
一唐物奉行
一御さ〳〵の車
一觸口之車
目三

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一軌車代
一高家之車
一年寄家老宿老雜掌何誰代

官位之部目録

一官職之車
一位之車
一補任之事
一叙爵之事
一權官之車
一兼官之車
一前官之車
一散位之車
一昇進之車
一越階之事
一叙留之車
一相當ト云事

一贈位贈官
一職掌
一品位之車
一除目之事
一叙位之車
一節會
一上卿之事
一内辨外辨
一長橋局
一摂政關白之事
一口宣之車
一宣旨之事
一綸旨之車
一位記
一宣命
一堆朱
一院
一東宮
一女御
一公卿

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一殿上人
一堂上ゝ云事
一將軍宣下
一兵杖宣下
一文官武官
一賤祢
一國母
一院之御事
一東宮之御事
一官途之事

一昇殿
一遷任
一禁色宣下禁色之事
一隨身
一御即位
一大嘗會
一天子之御事ニ付尊称品〻
一攝家之事
一位階之事
一受領之事

一督之字之事
一正之字之事
一四分官之事
一官位唐名
一源氏長者
一四品之事
一如木
一公家之事
一侍讀
一官位故實之書

雜記四

一太輔少輔之事
一太夫之事
一判官
一太閤
一淳和院特學院別當
一宰相之事
一退紅
一位署書之事
一一人のよ〻之事
一勅屓之事

目五

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一廷尉佐
一傳奏
一柳營
一坊官
一外記
一警蹕之車
一みつぎ物と云車
一職車
一南殿之車
一三公九卿
一女官
一幕下
一大樹
一侍法師
一官務
一文位勲位
一内侍宣のよみ
一陣之座
一町人之官位
一月卿雲客

一上達部
一内と云車
一天子之御車
一新嘗會
一職車散車
一無官之太夫
一受禪
一公車
一内親王
一入道親王
一百鋪
一朝の字みかど〳〵よむ事
一天子の御嫡子之車
一非參議
一陰陽家
一讓位
一遜位
一諸王
一法親王
一無品親王

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一門院之車　一重袴
一御守　一被官
一被接官　一流外官
一令外之官　一立坊
一立后　一出居侍從
一國司　一八处
一內位外位　一國主
一太守ト云車　一布衣始
一北面始　一殿下
一木鳥　一番長

一番頭　一下臈の御隨身
一假御隨身　一衛府之侍
一兼宣旨　一拜賀奏慶賀
一執柄乃車　一武家を清花ゟ準する車

以上

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

貞丈雜記卷之四

門人
伊勢貞友
千賀春城　同
岡田光大　校

役名之部

一三職（サンショク）トハ斯波（シバ）氏武衛（ブエイ）トモ細川氏畠山氏廿三家ヲモ廿三家ハ管領（クハンレイ）職ヲ勤ル家ノ事也尊氏卿義詮（ヨシノリ）公ヨリ代々ノ故三職トモ云也

一管領（クハンレイ）トハ執權（シツケン）職也家老ノ事也尊氏（タカウヂ）卿（キヤウ）義詮（ヨシノリ）公ヨリ代々ノ管領職ト云斯波執事職（シツシキ）トモ云義滿公ノ御代ヨリ改テ管領職ト云細川畠山ノ二家ヲモ勤メシ也管領ヨリ

三職四職ハ義滿將軍應永五年ニ定ル南朝紀傳ニ見

一鎌倉年中行事ニ管領ヲ執權トモ執事ヲ毎ニ諸人申スヲ不可然其故ハ管領トハ只ノ時ノ詞也ハ段ヲ記ニハ執權トノセラルト也然間管領ヲ一人ヲハ執事ト申ヘキ也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

洞院家記後深草院執權綾小路大納言家顕朝吉田中納言家経後宇多中納言家定後深草院執權綾小路大納言家顕朝吉田中納言家経後宇多年中諸大名口傳成記云始八執事職ト云貞治比ヨリ管領八始リシ也

貞助雑記ニ云四職ヒノキヲ四殿ニカケシ也

當職ト云也或説ニ云足利尾張守高経入道道朝ヲ義詮公ニ仰テ経天下ノ事ヲ管領セシメテヨリ管領ノ号ハ起レリ高経入道ノ子斯波右兵衛佐義将ヲ管領ニ為シヨリ斯波ノ家代々武衛ト云ハ兵衛ノ唐名也代々右兵衛佐ニ任ズル故也畠山尾張ヲ義深ノ子右衛門佐基國管領トヲル廿畠山細川斯波ノ三家ヲ三管領トモ三職トモ云

一四職トハ山名一色細川澁州畠山修理大夫ヲ云又四殿ニカケシ衆トモ云書札礼ニモ見エタリ貞衡云山名一色京極赤松ヲ四職ト云ヒシヨリ時代ヲヘテ遠ヲル故侍所ノ別當ヲ勤ル也

一御相伴ト云ハ大名ヲ初テ多景ヲ攫ヒ御相伴ヲ給候ヲ云ヒ御成ノ時御相伴ヲ勤ル方ヲ諸大名ト御成ノ時御相伴ヲ勤ル方ヲ諸大名ト云ヒ御相伴ニハアラズ也殿中ヲヤ御相伴ニハアラズ

一御供衆ト云ハ建武元年ヨリ氏ヲ通ル供ヲスル人ヲ也伊勢守家ヲ御供衆ト名付テ公方様ノ御前近ク子孫ヲ後トモヲヒテモ御供衆ト名付テ公方様ノ御前近ク

建武ハ元弘ナルベシ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

一政所と云ハ殿中ニ政事を行ふ役也管領畠山右馬
督の家畠山式部少輔と伊勢守とそれ人廿役を勤めつゝ伊
勢守ハ代〻政所ニあり殿中諸奉行諸役人の惣司(ソウカサ)ニて殿中
の諸事諸法度禮儀作法等ニ事大小事ともなく政所ニ
指図也政所代ハ蜷川新右衛門尉政
也政所ハ頭(カシラ)也政所代ハ助(スケ)也ともに京ニ(レウ)ハ(ヲ)ゐる(ヲル)ともいふ
せらやき也志賀ニ役也

一御所奉行ハ御所中の惣ニ行表向女中方迄の物を行也
伊勢守代〻政所御所奉行兼帯(ケンタイ)ニて
一所司(レウシ)代と云ハ貞衡云ニ職の助也云〻侍所ノ名代也

一評定衆と云ハ廿四人あり諸事評定の役也公事方ニ
ハ関る役也貞衡説也

一奉行衆と云ハ貞衡云ニ右の筆方と云十二人ニ方と云十二人を評定衆と
奉行衆と合て二十六人ニ方公事方諸事を評定致し極る
事を政所へ出して改定ある也二十六人を毎人ニ廿十八日ニ
廿五日非番ニ番を定ゆゑ日夜ともニ番ニ詰ル日の番
番所へ番ありて其時我公ニの通りを書記(シルシ)して二十六人ニ出ス判
形をする不審ニ存する者ハ判形せず思ふ(シリヨ)の趣を書き添
て出ス也ニ上ニて改定(カイヂヤウ)ありて政所へ出ス也尤お奉行衆のお役を
ゝゝゝゝゝ也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一奉公方右の筆方と云事萬枝書条〻に云事各奏會
ト中ニテハ奉公方トハ御供衆外拔番ノ近
き役也奉公衆ハ右ノ筆方トハ御供衆外拔も國持ノ
ハ別役ニて又ハ番方トハ番方近キ衆ヲ云也と一説在之〻
一御走衆（ハシリシュウ）と云ハ御成の時御道筋又ハ御能ノ時ハ狼藉人
を手擲（テウチャク）しめらるゝ役也ゑぼし着ル
のきやうにをもき太刀ハ金をきはめ
御供せらるゝ也さるのきの小刀劔の部ニ記ス
一申次と云ハ奏者の事也古ハ公方様のをゐ次と云私のをゐ
奏者と云今ハ公私ともに奏者と云 海人藻芥云近日奉行頭人等内々ノ
云次ヲ称奏者ト傍若無人ノ事也奏

番頭（バントウ）ト云ハ五ヶ番ノ事ヲ云て五ケ番の一組〻ごとの内より頭を五人定めおうをもたる人をさして番頭ト云也番外ヲハ番方トゝ云也書札禮抄秘伝抄云番頭の事一番の次二番の次二番の次四番の次五番の次ト云事あり
簾中旧記ニ五ケ番の事を出して奉公衆ト記セラルゝ

一五ケ番と云ハ殿中ヲ番を勤る人〻を五番ニ分て五ケ番〻
御申次ニモ又番方トモ又詰衆トモ申ナリ
云也年中恒例記ニ云朔日より六日まで
七日より十二日迄ハ二番十三日より十八日迄ハ三番十九日より廿
四日迄四番廿五日より晦日まで也一番元旦當年
三日惣番所御禮出仕の条ゝ云惣番所第一次ノ事一番ゟ
り始て五番迄番次ノ御同ゝ也又就中祝儀ノ御太刀ヲ
第ニ附ハ御簾より始て御太刀を上ゝ申也 候（タトヘ）令晦日の
御太刀第ニ先五番所次ニ一番次ニ二番次ニ三番次ニ四番所
如ハ有之て自余以〻ゝ有之て云ゝ萬枝書条〻ニ云五ケ番衆

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

通りニ事ヲ奏ス其番ニテ盃ヲ取リ先ヲ献ス

ル事ハ大方家ゝの次第ゝゝ云ヲ也

一數方ところハ右ヲ五ヶ數の事也 又改衆ヒ云

一節朔衆ところ右の五ヶ數の事也 殿中ノ次ニ記スヘシ

節朔ハ公節借也 朔日也 番方の衆ハ公方様ノ御目見

ヲ一年始五節借 朔日十五日 計ノ日ヲ云

也 室町殿ノ代ヨリ朔

衆トイフ事アリ

一探題ところハ九州ヲ奉行スル人也 許ス

ル式人ヲ付テ下ス也 探題の人ヲ國持

一在國衆ところハ京都へ參勤スル事ヲ常ヲ國侍屋敷

大名ノ事也

一國人ところ云ヒ在國衆の事也 書札条ゝ云宗刑部大輔殿ところ

津嶋國人也云ゝ 此數アリ

一侍所別當ハ侍の頭也 勤役ヲ支配スル也

侍所ヲ侍所ところ云 其侍ヲ支配ところ

一小侍所別當ところハ貞衡云小侍ハ

ぞする侍の被官ヲ云 而ヲ小侍所

ヲ小侍所の別當ところ侍成次第

自然ノ事ヲ執ノ時役人借奉ル人ヲ

候の御殿ヲ云 役人ヲ小侍所ところ

東鑑 建保六年
定待所司五人北
条義時為別當山
城大夫判官行村
三浦左衛門義村
江判官飯範伊賀
次郎兵衛尉光家
云ゝ

太平記巻二三
被閑練下歩儀遊
ヲ被聞セよトテ
待所ヨリゝゝて
水火の責ヲ致
ゝゝ

東鑑巻廿四第久
元年七月廿八日
辛酉晴有宿侍等
定於前代者可然
輩皆雖著到于西
侍當時御内不及
手廣之間無侍仍

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

各候小侍「可」令昵近守護由ニ則今日所始補小侍別當也陸奥ニ即重時ナリ

義教公御元服記

小侍所畠山左馬助持永着狩衣又義滿公御元服記云小侍所山名殿正双殿ニ房ハヒタヽ井ニ非髪アリレソカ物着ノ画ニカ若ノ体ニテヒタ井カ〻画タリ曾領ノ坊ハヒタヒカ〻ナシ

東鑑巻五十弘長三年八月八日ノ条来十月二日将軍御上洛ニ有諸奉行ノ条ニ御中間信濃判官時清トカリ是中間ノ奉行ナリ

一房（バウ）ト云ハ長刀ヲ持ノ者也公方極ヨハ房ノ御長刀ヲ指ト云ヘリ

仮名ヲ以テ門源ノ仁カ者ヲ書ト云ヘリ由条〻ハ書ヲ指ノ房ハ例髪ノ者ヲ有ノ故ニ有ル也（刑髪ノ故也）

条〻ハ出ヲ有ル袴ヲ着ル衣袴有ルノ故ノ子只同〻ヌノ可然ヒカ

みれきも又大有ルヲ人ヨリ下房ハ者ハ人ノ間ニ立振ルノ〻ノ統ヒヲ

一中間（チウゲン）ト云ハ侍ノ下ノ小者ノ上也侍ヲ小者ノ間有ル故中間ト云也

公方極ヨハ御中間ト云ヘリ由条〻関書ヨク〻〻大名ヲ外ヨ中間有ル一也（盛衰記十三ノ巻ニ黒丸下云御中間トアリ是ハ高倉ノ宮ノ中間ヲ云）

一小者（コモノ）ト云ハ中間ノ下ノ〻ノ公方極御成次ノ古実ヲ見ヘリ御草履（サウリ）ヲ指又御沓ヲ指ヌ一由御成次ノ古実ヲ見ヘリ御草履ヲ指又御沓ヲ指ト云ヘリ

走所故実良助近著条〻ノ書ノ如ク公方御小者ハ六人ヲ連名ニ由ヲ云ヘリ

一古ヨ中間ハ苗氏ヲ書ノ〻ヲ一也武雑書ニ見ヘリ

一七月六日ノ首注文（クビチウモン）ヲ記ノ〻ヲヨ中間ハ苗氏ヲ書ノ〻ヲ一也

其外侍ハ苗氏ヲ書ヘリ

一古ヨ中間ハ今徒歩（カチ）ノ者ヲ云類也古小者ヲ云今足軽ヲ云類也格式ヲ引ヘリ

一雑色（サウシキ）ト云ハ条〻ノ書ニ云武家ヨリ雑色ヲ下ス中間ヲ雑色ヲ下ス也

馬屋ノ者ヨリ上ヲ也公家ハ中間ヲ雑色ヲ仰ル方極ヨ御雑色ヨリハ又別ヨ下ル大方ノ人ハ雑色ヨリ上ヲ雑色ヲ下ス也

ヨハ有ル百屋ノ若ヒ法師ヲ雑色ヲ下ス也

貧ヒノ収時ハ敵計腰ヨサス也

一かせ者ヲヨハ脾者ヲ書ノ一向ノ御雑役ノ人夫（ニンブ）也

豊記抄云雑色公家ニテハ中間ノ名ヲ仰ル時ハ下ノ以次ニ不及ル武家ハ雑色下リナリ

東鑑ニ頼朝ノ雑色ノ名時沢鶴太郎宗光定遠信方ノ〻アリ

保元物語ニ源太ノ〻ヲ〻ノ名ヌ〻ヒ

ぎ九ヒ〻ちや〻〻

ヨ侍ノ下ノ〻ノ有ハ

ばさら〻〻ヒ〻ヒ系

ぎ〻〻〻ヒ〻ヒ脾ヲ

ノヲ〻〻ぐ〻ヒ

ヒ〻〻ヒ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

長享元年九月十二日ニ州ヨリ陣着到次第ニ云ヘル兼仕鈎源坊香潤坊常松坊ニ又徐々ニ図書ニ云ヘル兼仕常松ニ云、何モ剃髪ノ者也ト云ヘリ遍照寺ノ兼仕法師トアリ却物ニ云兼仕ハ寺中ノフレ流シ法事ナトノ雑役ヲスル者也

武家ノ兼仕モ剃髪也

一御兼仕（シヤウジ）ト云ハ号ル者也正月元朝ヨリ十五日ノ朝ヲ外ニ御祝式ノ時殿中御座ノ御ソバニ兼仕ハ今ニ座ヲ立ヌ様ニ伺候スル役也道照愚草ニ云ヘル兼仕ノ子孫也ト云々（源平盛衰記巻廿六祇園女ノ条ニ云ヘル兼仕ハ寺中ノフレ流シ法事ナトノ雑役ヲスル者也ト云々）

一兼仕ハ剃髪ノ者也兼仕法師トモ云ヘリ海人藻苅（アマノモカリ）ト云ヘル兼仕法師ノ事仙洞執柄家以下被召仕至宿老皆叙法橋法眼ニ御室門跡不詳僧綱隆然観音院尊皆預僧綱上令着座ヲ他門兼仕連綿叙僧綱欤

一御所侍（ゴショサムラヒ）トモ云ヘル兼仕ト似タル者アリ一条ト関書ニ御

（源平盛衰記巻廿六祇園女ノ条ニ云ヘル兼仕ハ寺中ノフレ流シ法事ナトノ雑役ヲスル者也ト云々）

一御兼仕ト云ハ号ル者也正月元朝ヨリ十五日ノ朝ヲ外ニ御祝式ノ時殿中御座ノ御ソバニ兼仕ハ今ニ座ヲ立ヌ様ニ伺候スル役也道照愚草ニ云ヘル兼仕ノ子孫也ト云々（源平盛衰記巻廿六祇園女ノ条ニ云ヘル兼仕ハ寺中ノフレ流シ法事ナトノ雑役ヲスル者也ト云々）

一兼仕ハ剃髪ノ者也兼仕法師トモ云ヘリ海人藻苅（アマノモカリ）ト云ヘル兼仕法師ノ事仙洞執柄家以下被召仕至宿老皆叙法橋法眼ニ御室門跡不詳僧綱隆然観音院尊皆預僧綱上令着座ヲ他門兼仕連綿叙僧綱欤

一御所侍（ゴショサムラヒ）トモ云ヘル兼仕ト似タル者アリ一条ト関書ニ御

古事談巻五云ヘル後鳥羽天皇建久西大寺ノ時中門令引牽同朋廿餘人生矢上ニ髪ハ長手大臣ノ夏ヲ云ヘル也此同朋ハ同シ朋友トヲ事ニテ後世ノ剃髪ノ奴僕ノ事ニハアラス文字ハ同シクシテ其物ハ同シカラス

一殿（レウデン）ヲ御所侍ト御兼仕ト悪口（アクカウ）皆調（ととの）ヘ椀飯（ワウバン）ノ時乃至ノ者ノ出御（シユツギヨ）ヲ拝見ト申ス時ハ

所侍ノ一人ナリシカドモ

人ヲ集メテ

酒呑ケル

一同朋（ドウホウ）トハ剃髪（テイツ）ノ者ヲ殿中ヲ諸侍ヨリハ重雑役ノ者也茶ノ湯ヲ同朋トスルヨリ或説ニ云鹿苑院義満公（ヨシミツ）ノ十歳ヨリ父ナリ細川頼之（ヨリユキ）ニ執事ト成テ義満公ヲ養育（ヤウイク）シ奉ル比頼之ノ衣服ヲ為ス云ヘル故ニ頼之ヲ佞坊（ネイバウ）ト名ケ又童坊トモ名ケ何（ナニ）ノ阿弥（アミ）ト名ノルモ何ノ事ヲサ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

貞丈按量坊ト同朋トハ別也同朋ハ義滿以前ヨリ有之
真如堂縁起ニ元享の比而阿上人といのしハ偏ニ念仏ヲ勧ム々ル事ニハ浄土門乃餘流ニ勿レ也よを法然上人のおしへ通ふハあしゝと思ひ嫌ふる故ニ年比ちがへ一同朋のふるまひ社白河の辺ニ住ル受て行ニ元享ハ号氏々の御代也ちや同朋のふるまひ古来ハ同朋ト別レ敷ナルヘシ

せ給ふ事をいまそせて殿中をあらせ諸侍のあぶく者をひぐらしあるハ義滿公ハ侫人をまねくみおよ教へまる頼そのヤ公也法体の中ニ侫人あれハ侍臺坊ともあざ名を付る如侫人ども皆恥ぢるとぞヤ侍臺坊と書ふるを義滿の比よりの同朋と字を書ふるの也云々（義滿ノタヨリ始ト云説ハヘカラス）

寶筐院義詮公延文三戊戌年十二月廿二日征夷大將軍御拜賀乃御条内の記ニ供奉の行列を記して次ニ隨身馬上隨身姓名今略之　赤き金襴の上ニ豹虎の尻鞘の太刀滋藤弓尻篭負ひ厚總の尻鞘鯰ヶ左右を分ニ行ふ事也中略其次御長刀ニ振御同朋右同前ノ上ニテ馬上ニテ持之と見ゑ

御条内之義式ニ見タリ上ニハ袍ヲ云ヤトルヘシ義詮公ハ義滿公の父也然ニ此ニハ同朋ハ義滿公ノ父ノ如ク也

一御末男と云ハ御末ニ又御末ニ云ハシタ衆と云也公方様御膳ニまゐる舟御膳ニまゐる男氏云又御末男持ニまゐる同朋ニ後ニ同朋ニ御供ニ後ニ御供ニ後ニ御膳ヲ御末男同朋ニ後ニ御供ニ後ニ御膳ヲ御末男同朋ニ後ニ御供ニ後ニ御膳ヲ持ニまゐる同朋ニ後ニ御供ニ後ニ御膳ヲ御末男同朋ニ後ニ御供ニ後ニ御膳ヲ御末男同朋ニ後ニ御供ニ後ニ御膳ヲ御末男

へ一将軍家ノ義式ヲ法度仁ノ乱ヨ後後ラウ多キ称ヲ旧紀ヒ
ヌヘラ恪勤ヲ中居(ナカイ)敵(トヒ)ヲ称ヒ出仕ヲ会年中行事ヲ見
ヘラウ 恪勤ヲカクコト
ヨムベシ

一被管(ヒクハン)ト云ハ古知行ヲ地侍(ナカムラヒ)ト号ヲ輩ノ下ニ在ヲ者ヲ云
ヘリ被管ト云ヘル者ハ地侍ヲ支配シテ先ヲ被官ヲ云ヲ
ヘル侍ノ主ヲ也ヲ〻貞丈按ズルニ十一位ヲ云ヘル我
管(クハン)セヲ〻ヲ主也ヲ支配ヲ云ヘルヲ如ク家ノ同意ヲ也ヲ〻
家ノ記録ヨ見ヘズ足利殿御代諸侍ノ格式十一位ヲ限(キリ)
ル

一或説ニ云京都将軍ノ御代武家ノ十一位ヲ云事ハ一ニ族(ウカラ)
二ハ大名ニテ守護(シュゴ)四ニテ外様(トサマ)五ニテ評定(ヒヤウヂヤウ)衆六ニ御供(ヲトモ)衆七ニ申次(モウシツギ)八ニ番方
九ニ國人十ニ奉行十一ニテ未男(ミナン)ヲ也ヲ〻貞丈按ズルニ十一位ノ我
家ノ記録ヨ見ヘズ足利殿御代諸侍ノ格式十一位ヲ限(キリ)
ル

ヘルヲ〻ヲ不ヲ多ヲ〻ヲ云ヘル武士ヲ位ノ外ノ人ヲ
ヲ事ヲアルベシ

一十一位ヲ云ヘル名目ハ後人ノ言ヒ出ヲ
ヲ事ヲアルベシ

一御部屋(ヘヤ)ト云ハ家ヲ内ヲ書ヲ〻ヲ云御部屋ト云ハ一家ノ内一
族ヲ外ヲ安キ人ヲアルヲ〻ヲ近ヲ〻ヲハ細川治部少輔殿(寿文ノ房ヲ云御喝食)今一人ヲ
一云式部少輔殿ト云ヘル人ヲ〻夜毎(ヨゴト)ヨ祇候(シコウ)ヲシテ居ヲ
御用心ノ為ノ夜毎ヨ御寝所(シンジヨ)ヲ近ヲ〻ヲ候ヲ事ヲ也ヲ〻ヲ
ヲベシ〻〻ヲ称ヲ一家ノ人勤ラレ〻也

一調度掛(テウトカケ)ト云ヘル役ハ主君ヨ近ヲ〻ヲ御供ノ役也御弓
ヲヘヲ持テ御矢ヲ箙ヲ持テ御供ノ役也御弓
ヲヘヲ持テ御矢ヲ箙ヲ持テ居ヲ也義教公御元服記ヲ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

調度懸一人号胡籙(スヤナグイ)負(ヒト)ともあり東鑑(アヅマカガミ)にも調度懸のつゝみ
よゝえゝり（東鑑巻二十二ゝクリ右大将頼朝公の仰(オヽセ)として二十の箭(ヤ)を以(モ)て
人の歟(カ)を射(イ)さしめ給ふ折(ヲリ)調度懸人(トノヒト)の叶(カナ)ふべう
候(ソウラ)すと覚(オボ)えしかば此役(コノヤク)を仰(オホ)せ付(ツケ)らるゝ事當時(トウジ)より起(オコ)
れり最(モツトモ)勇士の面目(メンボク)に候(ソウラ)へども由東鑑(ユヱアヅマカガミ)を見(ミ)るに名(ナ)ある物(モノ)あり
て手矢(タヤ)を立(タテ)る道具(ドウグ)を調度懸(チヨウドカケ)と名付(ナヅケ)後の世(ヨ)に
の部(ブ)を記(シル)す調度懸(チヨウドカケ)と書(カ)てつゝしぐりとよむものあり
ハ誤(アヤマ)りの部(ブ)を記(シル)す
一調度懸(チヨウドカケ)の役人(ヤクニン)調度(チヨウド)の役(ヤク)は別(ベツ)の役(ヤク)あり服(ヒラ)を着(キ)
五(イツ)を持(モ)也(ナリ)五(イツ)とは弓(ユミ)矢(ヤ)つゝぐひ(ヤナグイ)を馬(ウマ)の耳(ミヽ)二(フタツ)の方(カタ)へ懸(カケ)て持(モ)

調度懸同答ともに書(カキ)を見(ミ)合(アハ)せしに曽我物語(ソガモノガタリ)鎌倉(カマクラ)
幕府(バクフ)以来(イライ)の条(ジヤウ)に佐々木(ササキ)盛綱(モリツナ)加藤(カトウ)五郎(ゴラウ)左衛門(サエモン)尉(ノジヨウ)
五右(ゴウ)ノ帯刀(タチ)二行(ニギヤウ)よあふいけうくゝ
ぐらけの人ゆんでめてよあひるるいぶとゝ
東鑑廿三云建保六年将軍実朝任大将為拝賀鶴岡(ツルガヲカ)随兵(ズイヒヤウ)江(エ)ノ判官(ハンガン)
能範(ヨシノリ)布衣(ホイ)革緒(カハヲ)ノ細屓(ホソヅル)朝太刀(アサタチ)即(スナハチ)其(ソノ)三人雑色(ザフシキ)四人調
度掛一人放免(ハウメン)四人

太平記四十中務(ナカツカサ)ノ条々(デウ〳〵)佐々木(ササキ)信濃(シナノ)五郎(ゴラウ)左衛門(サエモン)尉(ノジヨウ)高久(タカヒサ)フタエカ
リキヌニテ歩調(ホチヤウ)度(ド)ノ役(ヤク)ニ候(ソウラ)ヘトアリ

常(ツネ)に附(ツク)る上(ウヘ)弓(ユミ)小(ヲ)同(ドウ)一歩行(カチ)の時(トキ)ハ弓(ユミ)の外作(ホカヅクリ)を左(ヒダリ)の肩(カタ)
よりかけ（籙負(ヤナグイ)具(ドウグ)ノ部(ブ)を合(アハ)せて指(サ)也(ナリ)）装束(シヤウゾク)ハ引(ヒキ)合(アハ)せ衣(キヌ)
等(トウ)よゝえゝり又将軍(シヤウグン)あるゝ人(ヒト)も多(オホ)く異(コト)なる也義教公(ヨシノリコウ)御
元服記(ゲンプクキ)に執権(シツケン)左(サ)近(コン)将監(シヤウゲン)佐義淳(スケアツ)調度掛一人召具(メシグ)せらるゝと
り号胡籙負(ヤナグイヒト)とあり又東鑑(アヅマカガミ)に小(ヲ)宇都宮左衛門尉(ウツノミヤサエモンノジヨウ)以下六
人調度懸(チヨウドカケ)めし具(グ)するの由(ヨシ)見(ミ)えゝり又将軍(シヤウグン)あるゝ廿調度懸(チヨウドカケ)の役(ヤク)も二人(ニニン)よ
一人(ヒトリ)ハ那合六人(ナカツカサロクニン)あり又義教公(ヨシノリコウ)御元服記(ゲンプクキ)に侍所赤松(サムラヒドコロアカマツ)伊
豫守義雅(イヨノカミヨシマサ)が郎従(ラウジウ)の行粧(イデタチ)を記(シル)して僕(ヤツ)ハ紺(コン)の立烏帽子(タテエボシ)に狼(オホカミ)
の尾(ヲ)を懸(カケ)たりとあり

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

かて紋を押ス皆調度を掛(カク)ると盃ごとある時ハ皆調度を出ス字ありて人數あるとハ皆ハ諸人ニ通ずる字なり

義雅カ召シ具〳〵ふる三十張の仗調度鉦あて一人ニ調度鉦一人ツヽ都合二十人十リ

一御調度鉦ニ云ヒ御の字を付ル事ハ君ニ御物の御弓矢を帶〳〵御供ニ候ふ也弓ハ一人ニて勤る也武士の身ニ取ハ甚面目とする也御の字を付ル也

私の調度鉦也武家ニテハ一人ニて也公家ニテハ幾人ニても數ハ定ずす七差別を觸公ふ〳〵

一使節(セツ)ニ云ふも使者ニ云事也使者ハ勿論の事歟

一旧記ニ蔭凉軒(インリヤウケン)とあり京都相國寺ニ内の寺家の名也武家ニ凉軒ハ相國寺の住僧京都將軍の政代ニ武家中へ參りて公方様出家ニ成ハ御前の間ニ祗候めされ〳〵也蔭凉軒ハ相國寺の西堂也 西堂と云ハ禪家の客也出世の坂牙藏主(リウス)首座(シユソ)單寮(タンレウ)西堂東堂とのがた西堂ハ私の官ありて東堂ハ禁裏よりも佛身ニ東堂を長老とも和尚共云ふ事ニ依ル也 文正年中の蔭凉軒ハ真蘂(シンズイ)西堂と申ける也

一布衣(ホウイ)の役と云ふ事ハ衣ニ書てあるいとよむ也布衣とハ狩衣(カリキヌ)の也物衣を略〳〵て御太刀を持て御ともする時ハ狩衣ニ同一御ニ同一御烏帽子社ニ袖も同一ニ袖ニ成ル也祝儀(ギ)式(シキ)を略〳〵て袖の事也条〳〵関書ニあるいの人ハ狩衣ニ袴を着ス御劍を持(トウ)ず東寺の南大門の前まで乗物ニ乗ながら御

東鑑巻五十弘長元年八月五日ノ条ニ出羽ノ藤次郎左衛門尉ニ被仰可着布衣之由ト雖申ス八月十五日儀國ハ幡宇ニ被出了布衣ノ役ヲ仰ラレタル此文時ノ事ナリ前ニ布衣ト云テ後ニ狩衣ト云ヘリ是狩衣ヲ布衣トモ云フノ證也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

名目故ニ布衣始ホウイハシメト訓アリホイトヨムハ田舎訓ナリ帯刀役又帯剣役トモ云

曽我物語縁参照

一太刀もき乃役ときこゆ事両所社参等の時御供よあり帯刀を書てたち（ウトヨムベシ）もきてまいるもの也太刀をはきて御供するを云外の御供の人ハ刀ばかりさして太刀をハ我（カトハさゝぜ差ノ字）供の者に持する也帯刀（タチハキ）の役ハ自然身太刀をもきて御供する也大勢左右よりはさみて行列する也装束ハ引直衣なり（装束ニ引直衣ノ字ヲ脱ス）

一永享二年七月廿五日義教公参内の時帯刀（タチハキ）十二番二行迄舎人の沓を以て紋を押すと以元服記ときこゆ（永享記ニモ此事アリ）貞治六年三月廿九日中殿（オウテン）の会帯刀（タチハキ）十人左右よ書て曳列（エイレツ）もきこゆ系図の一本ニ二日義詮公御参内御車の少先乍帽子垂帯刀（タチハキ）剣ヲ侍二十五人五人宛五通り也ときこゆ寛慶（カンキヤウ）院殿御参内ニ記アリたちは きこゆときこゆ云也

一帯刀（タチハキ）の役室町殿代ニハ帯刀ト云 帯剣（タチハキ）の役鎌倉殿代ニハ帯剣ト云 東鑑巻三十一 嘉禎三年八月十五日ノ条ニ将軍頼経公ノ代也云駿河（スルガ）前司申云御出之間帯剣之輩者義久元年正月於宮寺依有事被始此儀是候近々可奉守護之故也云々義久元年正月於宮寺依有事ときこゆ軍実朝公鶴岳（ツルガヲカ）八幡宮ニ参給の時八懐別当公暁（クギヤウ）忍び寄て実朝公を討ち奉りし也依ニ其次の将軍頼経公の代より用心の為ニ帯剣の役人を召しつれ給ふ事始りける也

一侍法師并坊官の事官位乃部ニ記ス

国立国会図書館 タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一弓袋持ト云役ありゆぶくろさしよむ主君の弓袋を
馬上ニて持ル役人也古ハ式正の時ハ必ず役人をあつれら主
一也建久六年の曙頼朝公入洛（シュラク）の日御弓袋持一騎曳をくれ
一里東鑑ニもくろくろ弖外東鑑ニもくろくろ

一弓袋差ト云ハ弓袋持ト云事也差ト云ハさゝぐると云事之弓袋（ユブクロ）
捧（サヽ）也サヽグルト云ハサシアグルノ畧語 主君の弓を弓袋
弓袋ヲサヽゲテ持ツト云事ナリ
持也ト云ハ役人ハ鎧腰巻などニて馬ニ乗て持也主君の
馬ニ先ニ乗也後三年合戦絵の書ニもくろくろ東鑑ニもく
多ク近世の人弓袋ト云ヲちくろくろト云ハさゝぐるさゝ
すごくろ弓袋を主人の臥の上ニさゝ置ト云事也

一草履取ト云ハ古ハ必ず草履（サウリ）を持ル云時ハ成ル可古実ニ叶ふやう主
を持ニハ小者ニくめ持ル時ハ草履ニ
ト云

一公人朝夕人ト云事旧記ニもあり公人ハくろふんとよむ朝夕人も
ちやうちやくふんとよむ也公人も朝夕人も公事の時 公事トハ公家ノ政事ヲ云ニ
あづかる 政所ニテこまづくりいする役人也年中恒例紀ニ正月吉条
内始の条ニ云禁裏御所於庭上ニ点ニ庭次ニ中略 走衆のくろ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

太平記巻二僧俗六波羅ニ召捕条ニ朝夕雑色左右ニ立並テトアリ

遙ノ向小者ヲ以朝夕以下在ニ又云以装束宰領ヨハ皆人体きヤウ(チョクロ)ヲ於長櫃殿以車ニ戸ヲ閉候ノめしつれ(御車戸ハ以装束有ベシ)ヲ有リ同朋(ドウホウ)并藤中納言殿ヲ渡シ申也又云以下ノ如ク遙ヨ以前ノ如ク渡シ申也

又殿中日ニ記ヨ改ノ如ク人ニ乗ヲ又義教ヲ御元服記ヨ云奉行人連署(レンショ)奉書ヲ以朝夕(チョウセキ)ニ供奉スベキ由ヲ触レ之ヲ役義ヲ勤ム又朝夕人ハ条内ノ如ク此時ハ走衆ノ筒ヲ持ツ也ト云筒ヲ(ツヽ)ハ小便(シャウベン)筒也装束シテ供奉スル時ハ小便シテ入テ其ノ筒ヲ中ヘ小便ヲスル也小便樋(トヒ)ト筒ヲ取テ小便ヲ外ヘ流ス也筒ハ木ヲ以テ作リ口ノ広ハ皮ヲ以テ包ミタル物ノ如シ(ヌリ也)

一女ふひ(ビジョ)ありけるとハ云事旧記ニあり此ノ如ク女ふひ(ビジョ)ハ非上ヲ出今ノ如ク同シ(ズイジン)ヲ随身ヲ召ス事ハ御会物ノ如ク之ヲ召ス也ひきよふり(ビジョボリ)ヲ美女ト書ヲ旧記ニもあり又ひきよふり(ビジョボリ)ヲ又びでう(ビジョ)ト書ルもあり何モ同事也又未女(ビジョ)トモ有

一随身ヲ云役ノ人官位ノ如ク記ス

一如木退紅(ジョボクタイコウ)ノ人モ官位ノ如ク記ス

一觴興丁(カヨウテウ)ヲ云ハ輿(コシ)ヲ舁(カ)ク者ノ事也

一仕丁(シテウ)ヲ云ハめしつれ(御車ハ以装束ノ名也如木モ有ルベシ装束ノ名ナリ)ほうひ(ホウビ)ノ者ノ事也家来ヲ云同シ

一押領使(オウレウシ)ヲ云ハ押ヘおさへる也領ハ我物ノ如ク支配スル也使ハ

東鑑巻七云鎮守府将軍兼陸奥守従五位上藤原朝

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

目秀衡法師出羽押領使基衡男又同巻九云泰衡ハ文治三年十月廿三日ニ父遺跡ヲ為出羽陸奥押領使管領六郡ノ

役の字乃意也在〻處〻の守護の為ニ此役人を置て狼藉(ラウセキ)ヲ(モノ)をおこさせさる處を支配(シハイ)さするあり〻て役人を押領使〻云也使の字ハ法令(ハフレイ)ひ〻云ふ事ハ〻てハ〻し字の公也検非遣使あ〻の使の字ハ同し

領ハ狼藉ヲ押ヘ其ヲヲ宰領スル也

一蔵をあづかる役人を倉法師(ソウハフシ)と云

御倉を預る入道あり正実坊(シヤウジツボウ)定泉坊(テウセンボウ)と云両人也共ニ東都将軍の御代倉法師と云東山殿年中行事ニ名ゑ〻ふ年中恒例記正月朔日の条〻に供御(グゴ)の儀式中署御倉より下行ふ又十二月廿七日の条〻に道具雑掌も御倉より御下行(ゲギヤウ)

源平盛衰記巻四云左衛門尉入道ハ西光右衛門尉入道ハ西景トリ申ケル二人ナガヲ院蔵ノ預リニテ補被召仕ケリ

在〻云〻ハ米穀雑物(ベイコクザフモツ)ヲ入御倉ヲ預る役人也共ハ入道ニテあり〻て今も俗称の役人ヲ倉法師と云也共ニ納の残りうる〻

東山殿年中行事年中恒例記ニハ限ラス宇治代官預ノ嶋ヲ著トアリ是ハ今ノ代官ノ類カ

一代官〻ふる古〻今ヲ預る也古ハ何ヲ〻も代官〻云今の世ニ代友〻云ハ田舎の農民を支配(シハイ)して年貢をつとり立用(リツヨウ)する者ヲ云

一古武家(イニシヘ)ニて舎人(トネリ)〻ひ〻ハ厩の者乃事也公家ニて舎人(トネリ)云ハ大舎人(オホトネリ)内舎人(ウトネリ)と官の名也内舎人ハ始ハ大臣ノ子息あどのある官也後ハ御のある官ヲ多あり天子行幸の時ハ前後を守護する役也大舎人ハ宮中ニて雑事を退公役

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

くる役也

一前駈（センガ）と云ハ主君外ヘ御出の時御先へ参る役也幾人と数ハ不定前駈と乃事也騎馬ニて御先を参る役也

書すてんぐ（スミ）とよむ也すの字ハ墨にてくろく書たるの字をだにごりてくろくと云也

前駈の字ハさきがけとよむ也

一雑掌（ザッショウ）と云ハ色々の物をとりまかなひやきこゝろふ事を云也 上杉雑掌あり〳〵旧記にあり 上杉氏の家来しもつかへ人ニて雑掌ありしなり

一放免（ハウベン）と云ハ役乃事東鑑廿三ニ云建保六年将軍実朝任ニ大将一為拝賀参鶴岡（メシモヨリドモ放免ノ時ハベントヨムニ）随兵江判官能範（コウノハウクワンヨシノリ）布衣（ホウイ）革緒（カハラ）ノ細屈鞘（ホソリサヤ）太刀即等三人雑色四人調度掛一人放免（ハウベン）四人と有江判官ハ侍所五人ノ内ノ一人也

判官ハ検非違使判官也 東鑑巻二十四云検非違使大夫判官景廉東帯平塵蒔太刀舎人一人即等四人調度掛小舎人童各一人看督長二人火長二人雑色六人放免五人トアリ

○

放免ハ検非違使（ケンヒイシ）の庁（テウ）乃廳トハ役所ノ事也下部（シモベ）乃役の名也放免ハ警固（ケイコ）する役也賀茂祭の時ハ警固小出る也死罪流罪の者あるど乃時も警固を動（トヨ）る也賀茂の祭ハ放免の下人のそ持也鴨長明（カモチャウメイ）が四季物語（いま倫手ふれぐさ）ニ賀茂の祭ハ放免の下人のそで曳（ヒ）ける車（くるま）ニ秋の木の垣（ガキ）百（ヒヤク）許（ばかり）飄（ひるがへ）りて行（ゆく）きまぎれありくあるど云々物おもしろく注（しる）せり

歌学者ハ放免のつけ物ハつまらぬ事ニ心の大事とそ体外秘（ないしょ）スルまた必ヘし秘スル事ニハ非ス

国立国会図書館 タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

ヨ云建治弘安の比ハ条〻放免の作り物ゟ花ゟ外色〻ゟ作り物をゝもう
布ヒロ袖ゟ下馬をつくりて尾ゟハいとう高〻をゝそゝもゟ井
くもの糸
ゟうきゝる水干にたけて紋の白あげくの袖ゟ下ゟ
袴ゟ足ゟひ侍りあげゟ白ゟありてゟゟる如くそゝ侍り
うゝ考〻る道志ハ検非違使志也 ごもの今も語り侍る也比ハ
つゆ物年を送ゟる老ハ外ゟ如くようげのおもき物
を多くつけて左右の袖を人ゟもとせてこぐらかこそ
ゟ指ずいきつきゟるむあり云〻尺素往
来ゟ云賀茂祭ノ文ニ廳下部皆當色犀鉾持以金銀風流付于衣裳
彼云〻廳ハ検非違使の役所也下部ハ放免也作り物ゟ
放免ゟ云ゟる水干の袖ゟ作り花ゟ外色〻ゟ作り物をゝもう
付ゟ風流をあしてゟ多の人物の為ゟ侍ゟる也袴ゟ作り物
をゟる也古き絵ゟ是ゟ
一放免ゟ云ゟハ検非違使廳ノ下部の役の名也前ニ紀ゟ如ク
源平盛衰記巻十三 考会宮信連戦ノ条ニ云兼成ゟ下部ゟ金武ゟ云放免
あり究竟の大力大腹巻ゟ左右の小ゟ作り打刀挟ゟ而参
ゟう云〻兼成ハ明法博士ゟて検非違使判官ゟ兼ゟる人也
又盛衰記十八 文覚流源ノ条ニ云院ゟ廳の下部放免二人ゟ下向ゟ下畧 又同巻ニ
金ゟんゟゟ五条天神の多ゟ居堀倒ゟうゟる放免の中ゟ

十七

平家物語巻五文覚流罪ノ条云伊豆へ御下向ノ時ゟ下ゟ法便ゟ云人つれ〻まいりたりけるハ廳の下部の赤き付ゟゟのゟ付ゟゟをゝびゟいふゟもいへゟ法便ハ放免ナリ

刑部(アキスミ)明澄と云々の男云々右の文を以て放免ス検非違使の廳の下部乃宮人なるものなり

一女中の役名旧記ニ以ルかぐらと云ハ中臈ごらも也以ルあらんことも云ハ中臈ごらもしかく簾中旧記ニ以ルあり物ニつゝみてもちたるものもの(包)ものゝ事ニハ女中より中らものきぬ(衣)をめしたるものゝ事ニハ袴をめしたるものゝ事ニハ云々

一力者乃ノ条々ノ文書ニ云公方御中間ニハ中間ニハあらん房同前諸大名以下長刀を持スル者ヲ皆ト云御長刀ニ於ル事ニハ門跡の力者ニ於ル事ニハ又云以ルあらめ(荒目)ニ於ル事ニハ門跡の力者ニ於ル事ニハ云々

源平盛衰記巻十二院島羽殿房ノ条ニ云公卿殿上人ノ供奉スル一人モナシ此面ノ下臈二三人ノ従ケルハ力者金行添ヘハ君ハイワクヘハ幸若テ何トモナラセ玉フヤラントテ以車ノ後ニ下臈ナレハカキマギレテ泣ク乗リケルニ

検非違使の庁官位の部ニ記ス廳ト云ハ役所乃ノ事ナリ

入江殿ヲハ御所ト云同記ニ云々

鎌倉年中行事云御力者或十人或八人又ハ六人何モ出長刀ヲトテ黒キ布ニテクリウシロノ方ヲハ廣シテ中一所バカリトヂタルヲカブリ白キ素袍ニソメタル小袴引敷ニテ太刀ヲハクナリ

後三年合戦絵力者ノ躰鎌倉年中行事ニアル如シ但太刀ハカズ腰刀ヲサシタリ

又簾中旧記ニ云正月二日ハ時のらう(牢)人参りいくらもあり御成ナリ御所さ(ママ)ながらもあそびめしあり御所(室町日記ト云ハ別ナリ)室町記ニ云應永廿九年壬寅十二月廿一日為大御所御代宣下御方御所御所ハ懐宮ト御茶籠自(入江殿ノ事)御所ニ出先ノ茶坊門ハ懐御社参(御参詣也)自甚直ト御社参興(ハリコレ)御力者十二人青法師自三寶院被進ト云(三宝院ハ門跡ナリ)条々関書ニ御張ノ時ノ門跡の力者参ルあるハ是也簾中旧記ニハもねあげのこと一力者うきくるまくるまの出家ニて力者ハ実の出家ニあらず例髪ニて力ニ(ママ)ぐらをして門跡ニ奉公する者ある故力者と云

国立国会図書館 タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

也実の出家ゐハあゝぐる也青法師とそも青ハ衣裳の色青きをそ也又同記應永三十年十一月一日の条に御輿（カ者青）ともあり

同二日の条は輿（カ者十二人白）ともあり皆衣をそろ

源平盛衰記巻十三信遠戦ノ条ニ足軽共乱レ入テ廿ガレ奉レト下知スゝ

又同十四巻三井寺衆議ノ条ニ足軽二三百人法勝寺ノ北サマヨリ三条河原祇園ノ辺マデスルリト遣レテ在家ニ火ヲ放ツバトブリ

太平記巻廿六秀詮兄弟討死ノ条ニ捕ガ足軽ノ野武士三百人両方ノ隈田ヘ立渡イ（ヒシト）激ヲ支ヘ数ゝ斜ル

一足軽乃事樵談治要ニ云（政事ハ文明十二年一条摂政兼良公ノ御作也）足軽共ハ文明十二年一条摂政兼良公ノ御作也

停止せらるべき事昔ハ天下乱逆ノ時ハ（ハンベ）みぐる事ハ修理（シュリ）ぢ（ダイモク）歟目也平家のごとく

ゐるゝの旧記あどもゐも（平清盛入道三百人）ともあり

ゐる事そ（平清盛入道三百人）ともあり

始てゐ来れる足軽ハ超過（テウクワ）して

外乃諸社諸寺五山十刹（セツ）ゐ家門跡の滅亡ハかれゝゝ而行也

敵のゐそ（ミエ）ともあり

力者の事追記

源平盛衰記巻十四十五巻内大日京上ノ条地蔵冠者ト云中間十カ法師トゐカ者ヲ次時ニ相具シテ進ケリとく上古ハ公家諸家ニカ者ヲ召遣レケレトモ京都将軍家ニハ常ニカ者ヲ召遣レザリレ故式正ノ時所奥ヲモカカセ長刀持セラルゝニハ門部ノカ者ヲ借リ用ヒラレレ也

一公方の御小者の名ハ何（十二ハカ）ゐと付る也諸家ゐても同ゐ名を所

古実ゐハ小者乎若ゐ（ママ）あり永禄十一年朝倉義景亭ゐ御成記と

御小者右ノサキ熊若霧若左ノサキ梅若千若とあり（貞助雑記ニ云）

御小者ヲハ小人トモ中ナリ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

一房（長刀お持也）のもの髪の事伊勢加賀吉良助返答云髪ハ切ハ
吉良ハ髪ハ切ハ甚外聞悪敷事ニ候将軍舟代の人ハ男儀ニ候
（月代）
そりこきをそらず惣髪ニ候ハ髪ハ切ハ髪ハ有之候ハ髪領
の房ハ切ハ髪ハ有之候ハ髪ハ切ハ髪ハ有之候ハ髪領
髪領ハ有之候ハ髪ハ切ハ髪ハ有之候ハ髪領
そふずと有り

一馬廻と云ハ近習の侍也永正六年五月十五日恵林院殿（義稙公）細
川右京大夫殿へ被遣候御内書の文言ニ弥（テ）今度敵出張ニ候（ニ）
年寄馬廻ニ諸侍ニ無（キ）如在通ニ候（ニ）
可（ク）被褒美（レ）（ニ）也ト有り

一乗馬（ノリカヘ）と云ハ役あり源平盛衰記巻廿七（信濃横田川
又同巻同条ニ金剛禅師ノ始トシテ）
事ニ有ル未曾有ノ馬ヲ使ひ
（原ノ軍ノ条ニモアリ）
（トシテ両ホ未ダ馬ニラストアリ）

一馬部（メブ）吉祥（キチジヤウ）と云ハ役も盛衰記（同巻文覚流罪ノ条ニモアリ）巻廿五（小督局
（此外所ニモ名有リ）
笛並ニ云ヘ下賤雑役ニ候者ニ候ヘ詳ニ有ル
（メブ）（キチジヤウ）

一馬部吉祥ノ事既ニ前ニも記ス馬部ハ厩の舎人の別号ナル
ヘシ厩ノ中間ニテ馬の口取ニ候ヘ共する故ニ
（テ）（ビテウ）
云ヘ共皆假ノ字也愚按ニ黄仕丁（キビテウ）ニ有ルベシ黄色ハ無位の者ニ
眼の色也仕丁ハ白丁ニ候ヘ共無位ニ候ヘ共黄色の物衣

（東鑑ノ中将軍御出ノ行列ノ中ニ御車ニ二人ト乗ヘ二見エタリ馬部ト吉上ト二ツナリ又吉上トモ書也古今著聞集巻十七ニ近衛左兵衛の陣の吉上皆是ヲ闕ケリ云禁秘抄ニモ吉上アリ）

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

為る下部の著たる事あるべし

一旗差と云ハ軍陣ニ於て大将の旗を馬ニ乗ハ古の旗ハ長サ一丈計ありて大きなる物なりと見えたり

盛衰記廿八ニ中納言ノ侍ニ監物太郎頼賢ハ究竟ノ弓ノ上手能引敵ハ矢ニ旗差頸ノ骨ヲ射サセテ馬ヨリ落ツ

後三年ノ合戦ニモ旗差ノ侍鎧着テ馬ニ乗テ旗ヲ持タリ

盛衰記廿六ニ云旗差ハ秋ノ野スリタル直垂ニ洗革ノ鎧キテ鹿毛馬ニ黒鞍置テ乗ル

太平記廿二云旗さし一進一退ニ逃ル阿をまねきよせ乗ると俄ニ河ハ水まのうちなり

源氏ハ勿ちゝまでもおろう奴著ハあき物ゟあゝ鞍ハ厩ゟ舎人さす也供立日記ニ云式ゝの騎ゟうりかの図ゟ又ハ今一筋ハうつがの上ゟきす一筋ハ厩著きすゞ

一云ゝ又ゟ家ゟゟ舎人鞍ゟさすく桃花蘂葉ニ云一条兼良ゟノ所作ナリ

鞭舎人指ス懐中ニスヂカヘ将衣乃右脇ゟ取ル所ゟあス也或ハ右ゟあゟ指ゝ或指頭紙実房一説主人束帯ノ時自指鞭ゟ稀ゟ

頭紙トハ装束ノ上ノ事ゟ云也

也云ゝ

一御鎧著ると云役ハ主君ノ御前ゟ御鎧ゟ召ゟ附ハ召ゟ御前ゟ供ゟる役也主君元年十月廿四日南御堂勝長寿院ノ号ス供養ゟ遂ゟる頼朝御出ノ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

佐く木は高五寸の耐高綱の御鎧着初役を勤む此時高綱眼捕(ワイダテ)を鎧の上よりあてゝ忽ち引ちぎるを人々見てあやまりしとぞ

あり一を言ふ深が小舎人童(コワラハ)迄付て言ふ鎧を告られば高綱嘆(イカリ)て

当君より御鎧を忘する日は若事(モシ)あり時先眼捕をあてゝ進

むる者也我が眼捕を御鎧の上へ忘するも是等(ナド)を雑ふる者也

八勇士の故実をもちきまへざる也と

えゝり 御冑(カブト)持ト云役アリ東鑑ニ所々ニ見ヘ

将軍ノ御冑ヲ持ツ役人ナリ

一御鎧着御旗差(サシ)御調度掛御手(ミテ)緩指(ユルシサシ)以上四ツの役ハ各

量を擇て任(ヤラ)ル任(ヤラ)ル者ハ其よりて武士の面目(メンボク)とする役也東

鑑をよくよく知るべし

一随兵(ズイヒヤウ)とゝハ将軍家御拝賀(ハイガ)の時

云御系図ト云ハ禁裏

へ御入ある云云

又ハ郊社(カウシヤ)の祭礼

さる財名ある武士幾十騎も

供するをゝ何も騎る也外の御供の面〳〵ハ水干垂纓衣

素袍等の装束也随兵ハ皆君を護奉る役ある故甲

冑を帯(オビ)弓矢を帯して御供(トモ)する也猶細々の作法は

兵ハ三徳(コウ)を兼(カネ)ル者必ず役(エキ)を仮(カリ)て 仮ルトハ勤ルを云 三徳トハ

譜代(フダイ)の勇士(代々武勇あり)弓馬の達者(ヨウシヤ)容儀(ヨウギ)ある者

云云 譜代(フダイ)とハ代々君に仕(ツカ)へ奉(タテマツ)る家(イヘ)を云 疎(ウトキ)ハ警衛(ケイエイ)の時(トキ)あり用意(モチヰ)すべし

右頼朝の初東鑑巻廿ニ見ヘたり

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

孔子ノ字漢音ニテハヨウレトヨム呉音ニテハクレトヨム

一孔子の役と云ハ殿中ゟ正月評定始の時評定方ゟ法役人列座一将軍家を出御ありて評定始の規式あり其時役人闡を立て闡ゟ闡と唱る人評定の発言あるごとに闡を出す人を孔子の役と闡の役とも書也孔子ハ闡の字を二字ゟ書ると雖ゟ延の事ゟて外ゟ子細もあき事也闡を孔ゟと書ゟる例明月記室町記東鑑等ゟ見えたり闡と書ゟるハあやまり闡ハ用ゟる時ハ孔子の二字をくゝるゟ也コウレトハよめるゟあり

一闡を孔子と書ゟる例古書ゟ多し一定家卿の明月記に貞永二年正月廿一日昨日小弓東馬場殿ノ庭内府大将ゟ遣以孔子賦分左右勝方左又云文暦二年十一月三日興心房語給實有右衛門尉が聟通能經光珠請撰孔子賦卜筮〇東鑑巻四十七康元二丁巳八月廿一日曰大慈寺供養曼荼羅供大阿闍梨等事有評議中畧四人以孔子賦被定云〳〵〇東鑑脱漏元仁二年乙酉三月廿一日於御所取孔子致経営結構引出物等〳〵〇室町記巻二応安五年正月十日曰御評定始中畧孔子津戸左近将監是闡後人ヲ云又応安六年正月十二日御評定始中畧孔子諏方左近将監又同七年正月十日御評定始中畧孔子飯尾右近将監又応安五年十一月廿二日次御評定被始行之中畧闡子飯尾右近将監呉条バカリニ闡ノ字ヲ用ゟ右ゟ孔子ハ何レモ闡ノ事ヲ孔子ト書タル也孔子漢音コウレ呉音クレ假字也

一國司守護領家地頭の事國司ゟ云ハ棟梁より任付て公家衆を諸國へ下シテ其國〳〵の惣支配をする人を云之

委細ハ官位ノ部ニ記

一守護ト云ハ將軍家ヨリ仰付武士ヲ諸國ヘ下シテ其國々ノ惣支配ヲ云領家ト云ハ諸國ノ内ノ家領ノ領分ヲ支配人ヲ云地頭ト云ハ武家ノ領分ヲ支配スル者ヲ云古ハ國司領家計ヲ云ル護地頭ハ無シ也鎌倉執朝ノ乃時ヨリ護地頭ヲ始リ太平記巻一ニ武家ヨリ公家ヲ蔑如(ナイガシロ)ニスルヲ云ハ地頭ノ所行ヲ云ル也サレハ國司ハ惟(マヘ)ニ領家ハ如(ヨ)ク國司ハ惟(マヘ)ニ護ス國司ヲ廷(テイ)ト云ハ裏(リ)ヲ武家ハ日(ヒ)ノ本ノ事也ヲ人ヲ後(ノチ)ノ者トノ義也一後者(ノチノモノ)ト云人ノ名ヲ一ツ乃書ル事也歌書草紙物語ヲ始(ハジメ)ニ不(ズ)ト云ハ後(ノチ)ノ者ヲ云

一御弓場始ノ時念人(オンニン)ト云ハ射手ノ肝煎(キモイリ)也肝煎(キモイリ)ト云ハ世俗ヨヤクトヲ云ヘ即射手ヲ乃奉行也東鑑ニ初(ハジメ)テ見タリ念人ト云事上古禁中ニモ見タリ

射禮(シヤカウ)賭弓(ノカケユミ)ヲ始テ見タリ新儀式ニモ見タリ

一今世書役ノ者ヲ祐筆ト云祐筆ト書ハ非也右筆ト書ヘシ也右筆ノ事書札ノ部ニ記ス召略ス

一兄部(コノカミ)ヘ(コノカウベ)ヲ云或書ニ力者ヲ長(カシラ)ト云ル也ト有リ力者ノ事前ニ記ス鎌倉年中行事公方様御発向ノ事中略兄部ハ御長刀ヲ持二番ノ衆

力者(ヲナカヒサゴ)柄長(エ)ヲ持ヲ持トアリ物ハヒシヤクナリ調度部ニ記ス

一仕丁(シテウ)ト云ハ惣テ人ノ召使(メシツカ)ヒ下部(シモベ)ノ事也下部ノ者也仕(ツカ)ヘヲ仕丁(テウ)ト云ル也年齢(ネンレイ)壮(サカン)ナル強キ者ヲ云老衰ノ者ハツカハレヌ也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

親長卿之記文明四年正月廿日條於室町殿御対面所御小袖御着衣始之事有之

一御小袖御着衣永錄日記ニ見エタリ未考

又年中恒例記ニ云第分九条御タルヘシ也トアリ廿日ノ小袖ヲ閏ノ御小袖ト云ヘリ大豆ヲ百ウ

奈良ヲ御供衆

あり一時の御供の人ヲヲシテ奈良の惣供ヲ云歟○又義政将軍

日御社条ニ云春日ノ社ヘ御社参ノ此時ノ御供ハ奈良ノ御供衆ト云ヘリ寛正六年ノ事ナリ

三國司ト云事旧記ニ見ヘタリ三國司トハ飛弾ノ國司ト姫小路伊勢ノ國司北畠殿阿波ノ國司一宮殿ヲ云ヘリ

一國分ノ奉行ト云ハ諸國ヘ段銭(タンセン)ヲ賦(ワリ)ツケ段銭ハ田一段ニ付テ銭何ホトワリ付ヲクニトレヲ云高割ト云ニ同シ

親長卿之記文明四年正月廿日條於室町殿御対面所御小袖御着衣始之事有之

一御小袖御着衣永錄日記ニ見エタリ未考

又年中恒例記ニ云第分九条御タルヘシ也トアリ廿日ノ小袖ヲ閏ノ御小袖ト云ヘリ大豆ヲ百ウ

奈良ヲ御供衆

あり一時の御供の人ヲヲシテ奈良の惣供ヲ云歟○又義政将軍

日御社条ニ云春日ノ社ヘ御社参ノ此時ノ御供ハ奈良ノ御供衆ト云ヘリ寛正六年ノ事ナリ

三國司ト云事旧記ニ見ヘタリ三國司トハ飛弾ノ國司姫小路伊勢ノ國司北畠殿阿波ノ國司一宮殿ヲ云ヘリ

一國分ノ奉行ト云ハ諸國ヘ段銭(タンセン)ヲ賦(ワリ)ツケ段銭ハ田一段ニ付テ銭何ホトワリ付ヲクニトレヲ云高割ト云ニ同シ

○常徳院殿尚ヲ長享元丁未年九月十二日江州南都御動座ノ時佐々木六角高頼御退治ノ為ニ御供ヲ奉行ス此時ノ御供ノ家ヲサレテ奈良ノ御供ヲ仰付ラレシ也

竹馬記ニ見エ此時ノ御供ヲ云公事方諸事ヲ評定シレテ其家ヲヲ奈良ノ御供ヲ奉行ス役ヲ奉行衆ト云フ也

奈良御参詣應永廿二年八月廿四日室町殿奈良御参詣同御参籠記ニ見

一御供時ハ奉行衆奉行衆ヲ右ノ筆方トモ云ヘリ

其國ハ護ヲ云分ヲヲ半国ヲ國分ヲ奉行ヲ半

照愚草ニ見エタリ

一廳御坊(チャウノゴボウ)ヲ云ヲ旧記ニ見エタリ伊勢因幡入道菩提寺奥返答

云廳御坊ヲハ御室ヲ内門跡ヲ惣在廳(ソウザイチャウ)ヲ坊官ヲ云ヲ略シテ廳御坊ヲ申ヲ

一半守護(ハンシュゴ)ノ事称藤親基日記細川阿波入道和泉守護ヲ

護ヲ称ヲ次第ヲ法師ヲ時加賀守護ヲ国ヲ護ヲ

守護ヲヲハ将軍家ヨリ被仰付武士ヲ諸國ヘ下シテ

其國ノ惣支配ヲスル人ヲヲ半守護ヲ云ヘバ和泉

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

國半國惣支配をする人を守護とそ(ママ)り一ケ國の惣支
配する人ハ守護とそ(ママ)ゐり
一家司(ケイジノ)役とハ公家方の家老の役をハ武教ハ元服紀で家司
役と云事なそ(ママ)ゐり
一引付方奉行とハ引付所の事也評定所の下司ゐり政
所へ出て時〻の日記を記し古例等を書留るを云惣て
引付とハ此時〻の日記也引ハ後日の證拠を引用ひ
為る書留る也付とハ記し付る也評定の次第を帳面に書
留め置く役を引付所と云ゐり
一油持(アブラモチ)とハ公卿参内社参等ニ行列を記し居る所の油
持とある八車の軸(ジク)のさす所へ油を持ち行く役人也油
とそ(ママ)ゝり書たるもあり
一出車(スイシヤ)ニユウ衆乃事車を乗て後(アト)より御供仕る人ハ車を借給
ふ公方より賜(タマハ)れて乗る人を出車衆と云乳河原勧進猿楽日記云
所柄ニ成る故御輿也出車衆(数多御座候而日暮候ニ付女中ハ
伊勢乃母ニ乗也)云〻出車衆トハ。スイシヤ
ノ衆ト云スイシヤ(ヒトタマヒ)ヒトタマヒヨムあり此ものゝ
抄云漢書注云副車(ソヘノ久保ト云比度太)(カシ給ハルト云義)(ソヘノ流ルヽ万比)後乗也又花鳥餘情云
出車を公方より賜(タマハ)れて乗る人を給ふ也人給ふ
あつての車也云〻人給ふ人ハ車を借て後をする也人
給の車とハ御車を賜て人給ふそ(ママ)ゐり云事也

伊勢御母御乗ト
ハ伊勢守ノ妻ノ
丁也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

たるあり

一公方人（クボウニン）公方者（クボウモノ）の事公方人とハ御格勤（カクゴ）同朋（ドウホウ）ヨリ上ナル人也の事あり公方者とハ御力者御雑色をいふ公方ともいふ

一御ちやくしゆ公方ノ右筆ノ事条々関書云御ちやくしゆ方右筆云事也身中定例記ニ云ハほうこう公方ともいふ御返しの物を取調（トリシラベ）て無ゆるし公方様へ御披露をもうすの是を御ちやくしゆの同朋ともいふ此役ハ千疋ゟ也

一此記録（キロク）摸（ボ）也ゟ云ハ返しのものハ古ゟ此の方ゟ出ゟ諸家ゟ物献上ゟ返礼ニ云ハ返礼ニ無ゆるし時ゟ不物ゟ云調て

ゟ云ゟ公方様ゟ（リト）度ニ云ハ被ゟ下ゟ也是ハ公方様御自身ゟ取ゟゟらひの事也依ゟ此役ゟ被摸（ボ）ゟする也ゟ不物ゟ云ゟ方ゟ云ゟ也右筆ハゟ事行也

一ゟの右筆の事同記ゟゟ右筆下条々ありゟの右筆ゟハゟハ外の字也ゟゟゟひ方の外ゟゟ也外様もきの公ゟ也

式ゟゟゟハ公方様右の様ゟ不物ゟ御披露ゟゟゟ様ゟ也

一ゟ不物奉行の事同記云かゟ物ゟ奉行（取次ノ役人）ゟ（ヲ）ありゟ物ハ唐土ゟ御ゟ来たる物ゟ唐物の善悪上中下ゟ品ゟ目利（メキ）ゟ也

御ゟ行也是皆ゟたるのむゟ返ゟゟ仰ゟ公家大名ゟ外諸家ゟ云ゟ物あり

一御出奉行之事旧記ニ文明十二年正月十日ノ歟
長卿記ニ云室町殿年始御参内勧修寺大納言御出奉行ニテ
年中恒例記云御出奉行ト云右之筆方ニ両人御先ニ
伺ニ仕ト雖上ニ安度ヲ書キ為ル私ノ座ニ云ヘ若ヲ御宮等ノ附
御出奉行ト云事無ヲ以テ名ヲ書ヲ為ル一ツ事ヲ
ヲ人ヲ書ヲ也ヤ若ヲ打刀ヲ持ヲ一ツ号ヲ人ヲ書ヲ貞衡
云御出奉行ト云今世ニ御同行ト云ヘ
一御ちゝ母女房ト事旧記ニハ此名目所見多シ
ト云役名堂上ニモ有リ勤仕証誕生之多ハ乳人(オチヒト)御ちゝト
云ヘ乳人(ヲチヒト)ノ子ヲ小児ヲ抱ク人也

(人数定ル)一ツ乳ヲ与ル人有リ宰人(セイジン)ノ人ト
児ノ附乳ヲ与ヒ人ヲ生人近ノ
ヲヒテ有ル事有リ (物ヲヒテ云ヘ若ハ若君抱ヒ物ヲヒテ御後有ル事)
一近習ト事古来ノ有リ役ノ名有リ甘露寺親長卿記云
文明十七年五月廿三日近習ト輩打参方ヘ一番ニ五番ニ
二番ニ三番ニ打参方ヘ一番ニ五番ニ有子細今度不一揆又長享
三年三月卅日大樹自江州帰御先陣昨近習一二三番ニ次
御小袖評定ニ供奉ヲ近習ト云ヘ五ヶ番ヲ定テ云ヘリ天
和三年七月廿五日御像日近習并ニ諸奉行ヲ比近習ト云ヘ
常憲院様御一代ニ仕ル御役ヲ表ニ委ク若後ノ重改ニ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

近習也

一鰯口〻事 走廻故実云永録三年二月六日御参内次鰯口
四人〔一人ヲ云〕云〻是ハ走廻の内御注文同抔の如ク注ス鰯ヲ
定められ〻事ありて〻慶長九年
台徳院様将軍宣下御祝賀御行列の書〻云
一番 〔一人一人云〻〕 〔一人一人〕 〔一人一人〕 雑色の事ヲも
ある今きや 御當家ハ走廻抔若雑色ヲ
ゝゝ唱ふれ〻や

追考 執事代ハ某ヲ公方様ヨリ仰付ラル事ありて 日〻記云文明十七年十月十六日

一執事代事政所方引付云明應三年政所寄人諏方信濃ヲ
貞通引付ニ於テ時執事代云〻又政所執事代千時杉田丹

政所執事代事ハ仰付ラル執事代ハ 礼ニハ太刀ヲ出ス 式文ニテ走ル ヲ云

後守長秀云〻管領ノ一人ヲハ執事トイフト鎌倉年中行事ニ
見タリ 是管領ノ一人トハ 管領ノ内當職ナリ 是ヲ以執事代ヲ考レハ政所ヨリ出ル者人ノ
内ヲ日ノ筆頭ヲ執事代ト定ル事ナリ〻

一年寄家老宿老雑掌何誰代事實殿伊勢守 良香 御書案雑〻云細川
殿年寄家老畠山殿家老 同書云伊勢守代何〻〻云〻 康富日記康正元年十一月廿日召文條伊勢守代有家政元代行久云〻 義武
衛宿老殿山名殿宿老殿一色殿同断云〻然ニ三職ニ職ノ殿方
内若ハ年寄衆老又ハ宿老ト唱ヘ〻也其余ヲ家〻ニハ雑掌共
又ハ何〻進代ト唱ヘ〻也被管ニハ別也

一高家〻事京都将軍家〻比高家ト云名目ハ有ヨリや
舊記ニ名ヲ入ル御當家ヲ云元和元年ヨリ高家ヲ定ム

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

良材ニ乏シカラサルヲ以テ元和元年ニ始メテ家ヲ初メ八大澤兵部
輔基宿吉良上野介義弥大澤右京亮基重吐三人ヲ以テ付
初メシト云フ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t

ガラス使用

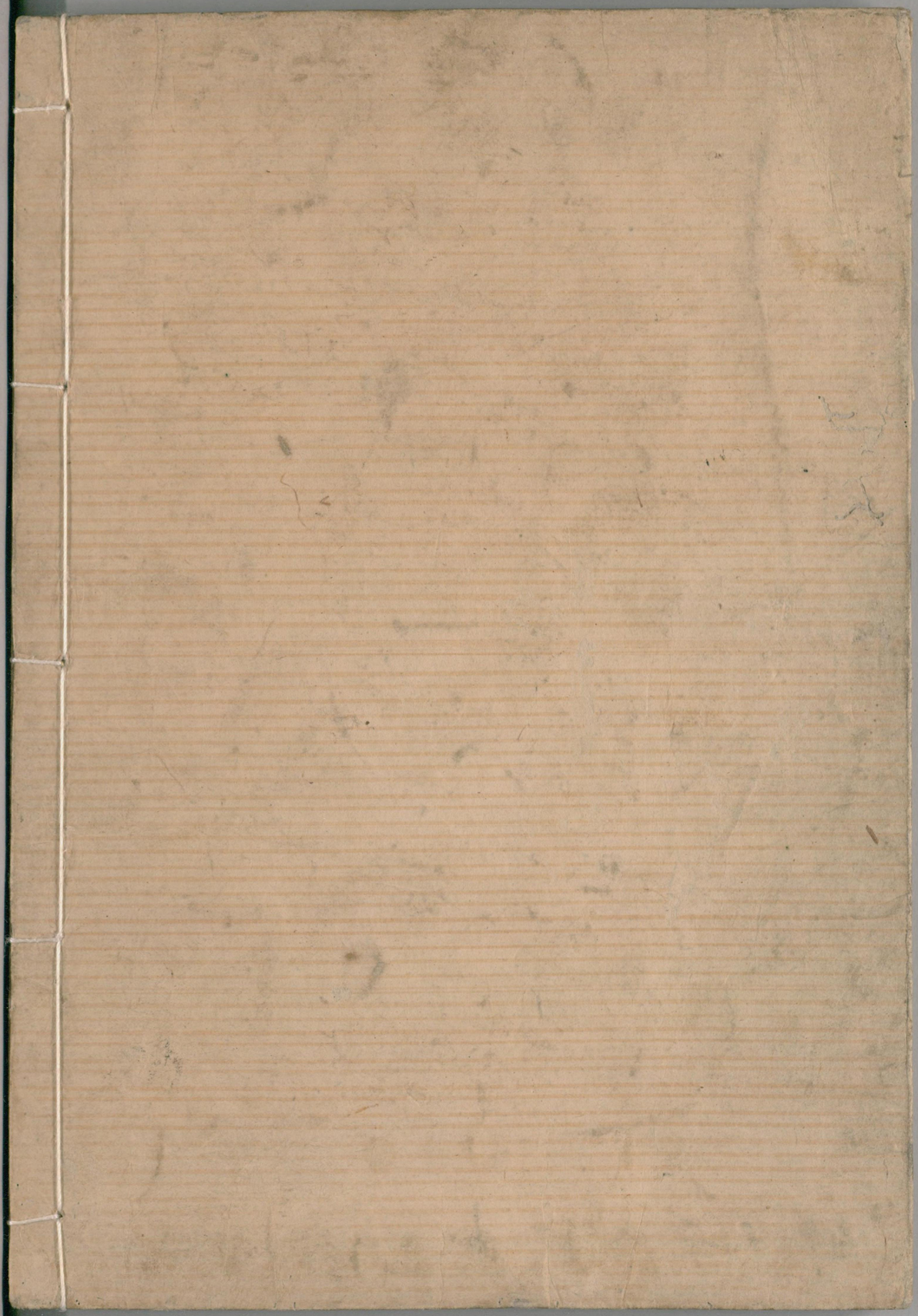

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t

ガラス使用